

## 三郷市マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」着ぐるみ貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が所有する三郷市マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象行事)

第2条 貸出しの対象となる行事は、次の各号に掲げる行事とする。

- (1) 県内他市町村が開催する行事
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益をあげることを主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の魅力の発信に資する行事、県及び市との連携協力の下に開催する行事等市が公益的観点から適当と判断する行事

### (使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、「かいちゃん&つぶちゃん」着ぐるみ借受申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要がわかる資料
  - (2) 行事の概要がわかる資料
  - (3) 行事の告知の用に供するために「かいちゃん&つぶちゃん」のデザインの使用を希望する場合には、「かいちゃん&つぶちゃん」のデザイン、写真等の使用方法がわかる資料
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。
- (1) 借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
  - (2) 市の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
  - (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
  - (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
  - (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
  - (6) 「かいちゃん&つぶちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
  - (7) その他市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- 3 市長は、使用を承諾するときは、「かいちゃん&つぶちゃん」着ぐるみ使用承諾書（様

式第2号)により、使用を承諾しないときは、「かいちゃん&つぶちゃん」着ぐるみ使用不承諾通知書(様式第3号)により、借受希望者に通知するものとする。

4 市長は、承諾に際し、着ぐるみの管理上必要な条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、市から直接着ぐるみを借り受け、市に直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 借受者が、やむを得ず前項の作業を他の者に依頼するときは、その経費は借受者の負担とする。

3 着ぐるみの貸出しは1行事につき1体とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とし、その都度市長が定めるものとする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。

(4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(5) 着ぐるみを使用する際の注意事項

(6) 当該行事の告知の用に供するために「かいちゃん&つぶちゃん」のデザインを使用する場合は、承諾された用途のみに使用すること。

(7) 第3条第4項の規定により条件が付されたときは、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合において、借受者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に、着ぐるみを汚損したときは、借受者の責任と負担により、市長の指定する方法で原状に復さなければならない。

(市長の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。